

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件三件
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

告示

福島県告示第二百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 保安林予定森林の所在場所
伊達市梁川町山舟生字雁治平五〇のイ
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第二百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字湯野上字尾窪山乙一四〇一から乙一四三五まで、乙一四四〇から乙一四六一まで、乙一四三六から乙一四三九まで・乙一四六二から乙一四六五まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 変更後の指定実施要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字南倉沢字小桑沢山八五一の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡下郷町大字南倉沢字観音山一〇三二の一
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡下郷町大字音金字辰目二〇九〇の二、字松林三三二〇の一
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡下郷町大字音金字松林二四四五
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 南会津郡下郷町大字音金字三倉山二九九五の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）
- 福島県告示第二百二号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和八年三月二十四日
- 福島県知事 内堀 雅雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 相馬郡飯館村大字湯舟六〇四（国有林）、六〇一、六〇三、六〇七、六四五
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
相馬郡飯館村大倉字湯舟四八九の二から四八九の五まで、五二二、五二三、五二

六

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬郡飯館村大倉字湯舟七八、七九の一、一〇九の一、一一〇、一一一

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字湯舟七八、七九の一、一〇九の一、一一〇、一一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二二三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年三月二十四日

一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県知事 内堀 雅 雄

南会津郡南会津町耻風字川向高平六二四の五・字鬼丸山六二三の三一（以上二筆
国有林）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町内川字上の山九二四の二四（国有林）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第二二四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和八年三月二十四日

一 所在の不明な者の氏名

君島貞藏 五十嵐善一 五十嵐善次郎 五十嵐勇一 山口丑正 山口

正三 児山由彦 星栄康 星治平 星惣次郎 星惣次郎 星惣平 赤羽タツ 赤羽清

福島県知事 内堀 雅 雄

猪俣太郎作 猪俣長平 猪俣芳夫 猪俣洋治 渡部甲吉 馬場需 馬場定春 馬場
弥 尾形シゲ子 兒山孫一郎 會津木材株式会社 阿久津榮之介 弓田哲司 高澤淳
高澤美代子 高澤隆一 渡部よね 渡部清隆 渡部茂男 渡邊浩史 木下常夫 君
島宏光 君島操 君島禎二 君島留五郎 君島彌七 山内弘吉 山内作美 室井セイ
室井善吉 室井徳太郎 室井篤子 室井武夫 室井平藏 室井留五郎 室井和昭
室井廣 星丑之助 星亨 星和三郎 芳賀恒吉 芳賀惣吉 芳賀茂 鈴木金太郎 鈴
木五郎八 鈴木秀雄 鈴木藤四郎 鈴木西藏 鈴木兵吾 鈴木雄四郎 鈴木良吉 芳
賀マツコ

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和八年福島県告示第四十一号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）